

＜在学採用 ※予約採用を申し込みしていない方＞

日本学生支援機構給付奨学金（授業料減免）の申込手続きについて

日本学生支援機構給付奨学金・授業料減免の申込を希望される方は、下記 1～11 の順に手続きを確認し、「給付奨学金案内」の該当ページと併せて、よく読むようにしてください。

1. 日本学生支援機構給付奨学金とは：「給付奨学金案内」P.2

2. 募集時期について：「給付奨学金案内」P.5

※春採用は 4 月、秋採用については 9 月～10 月頃を予定しています。

3. 支給対象者の要件（学業成績等に係る基準）について：「給付奨学金案内」P.8・9

※「給付奨学金案内」P.8（1）学業成績等に係る基準、P.9【適格認定における学業成績の基準】を参照すること。

4. 支給対象者の要件（家計基準）について：「給付奨学金案内」P.9～11

※家計基準は以下の収入基準・資産基準のいずれにも該当する必要がある

＜①収入基準＞

本人と生計維持者（父母）の収入状況によって、第Ⅰ区分～第Ⅲ区分に分類され、区分によって給付奨学金の月額や授業料減免額が異なる。

（「給付奨学金案内」P.10②、支給金額は P.6 を参照）

収入基準の目安については、「給付奨学金案内」P.9（2）①の表を参照するか、P.10 上段の QR コードから「進学資金シミュレーター」にアクセスして、おおよその目安を確認すること。

＜②資産基準＞

学生本人と生計維持者（父母）の資産額の合計が基準額未満であること
（基準額については、「給付奨学金案内」P.11 を参照）

5. 支給対象者の要件（その他の要件）について：「給付奨学金案内」P.13～15

※大学等への入学時期等に関する要件…2 回までの浪人は可

（その他の要件の詳細については、「給付奨学金案内」P.13～15 を参照）

6. 支給期間と支給金額について：「給付奨学金案内」P.6・7

※支給期間…採用後、正規の卒業時期まで

※支給金額…生計維持者（父母）の収入基準で決定する支援区分と通学形態によって異なる。

「給付奨学金案内」P.6 上段の表「大学・私立」の金額を参照。

※自宅外通学を選択した場合は、採用後に証明書類（アパートの賃貸借契約書のコピー等）の提出が必要となる。

7. 給付奨学金受給中の第一種奨学金の貸与月額制限について：「給付奨学金案内」P.7

※給付奨学金対象者…給付奨学金の支給を受けている期間中は第一種奨学金の貸与月額が「給付奨学金案内」P.7 の表のとおり自動的に減額される。(大学・私立の金額を参照すること。)

8. 支給方法について：「給付奨学金案内」P.8

※指定できる振込口座は、本人名義の口座のみです。

9. 授業料減免について

給付奨学金に採用になった方は、第Ⅰ区分対象の方で年間 70 万円の授業料減免を同時に受けることができます。第Ⅱ・第Ⅲ区分対象の方は 70 万円の 2/3・1/3 の金額となります。

※2020 年度春学期分の学納金は、一旦全額納入していただきます。修学支援新制度の対象者として認定された方については、支援区分に応じた減免額を後日、振込みにて還付します。

10. 提出書類について：下記＜提出書類一覧＞①～⑨を参照

＜提出書類一覧＞

①【全員提出】奨学生情報記入シート

※鉛筆で記入して提出してください。

②【全員提出】給付奨学金確認書

※提出用と本人控両方に必要事項を黒ボールペンで記入・押印の上、両方とも提出してください。

※未成年者の場合、親権者の記入・押印が必要です。

(消えるボールペンおよびシャチハタ印は使用不可です。)

③【全員提出】スカラネット入力下書き用紙

※ 注意事項および「スカラネット入力下書き用紙（記入見本）」を参照し、鉛筆で記入して提出してください。

④【全員提出】授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

※「授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（記入見本）」を参照し、黒ボールペンで記入して提出してください。(消えるボールペンは使用不可です。)

⑤【全員提出】あなたの連絡先

※本通知の最後に掲載しております「あなたの連絡先」を記入のうえ、必ず同封してください。

※こちらに記入された住所へ、今後手続きに必要な ID・パスワードを送付しますので、確実に郵便物が受け取れる住所を記入してください。

⑥【新入生のみ全員】出身高校の調査書（評定平均値記載のもの）

- ⑦ 【該当者のみ】 申込者本人の「2019 年度 課税証明書」(コピー可)
 ※給付奨学金案内 P.10 下段の表を参照し、該当する場合のみ提出すること
- ⑧ 【該当者のみ】 在留資格及び在留期間が明記されている証明書
 ※外国籍の者は、給付奨学金案内 P.15②の表を参照し、書類を提出すること
- ⑨ 【該当者のみ】 18 歳となるまでに児童養護施設等に入所していた又は里親による養育を受けていたことがわかる日付が記載された証明書類
 ※該当者は、給付奨学金案内 P.17 の表で必要書類を確認すること

11. 応募から採用決定までに流れについて

- (1) 奨学金の申請に必要な書類を揃えて、下記のとおり提出してください。

<提出方法>

郵送にて下記、郵送先まで送付してください。

1～2 年生および国際学部生：横浜学生課 〒244-8539 神奈川県横浜市戸塚区上倉田町 1518 明治学院大学 学生部 横浜学生課 奨学金担当	3～4 年生（国際学部生以外）：白金学生課 〒108-8636 東京都港区白金台 1-2-37 明治学院大学 学生部 学生課 奨学金担当
--	---

○郵送の際には特定記録やレターパックなど、記録が残る形式で送付ください。

○封筒の表面に朱書きで「在学採用」とお書きください。

<提出期限>

4 月 21 日 (火) まで (※4/21 必着)

- (2) 提出書類のチェックが完了後、書類不備等がなかった場合は、スカラネット入力用のユーザ ID・パスワード、マイナンバー提出書のセット、および大学チェック済のスカラネット入力下書き用紙をご自宅に郵送します。※不備があった方にはご連絡し、不備解消後、郵送します。

- (3) パソコンまたはスマートフォンからスカラネット入力をする。

上記 (2) で大学から送付されたスカラネット入力用のユーザ ID・パスワードを使用してログインし、マイナンバー提出書に記載された申込 ID・パスワード、スカラネット入力下書き用紙の内容を入力します。入力後に表示される受付番号をスカラネット入力下書き用紙・マイナンバー提出書の所定欄に記入してください。

【入力期限：5 月 15 日 (金)】

- (4) スカラネット入力後に表示された受付番号を記入したマイナンバー提出書と番号確認書類・身元確認書類を専用封筒に入れて、簡易書留で日本学生支援機構に郵送（提出）する。

※郵送（提出）先は大学ではありません。

【提出期限：5 月 22 日 (金)】

(5) 【該当者のみ】 学修計画書を提出する。

1 年生は高校の評定平均値の基準を満たしていない場合、2～4 年生は通算 GPA 値の基準を満たしていないが、標準単位数の基準は満たしている場合に、学修計画書の提出が必要となります。

※提出対象者には、5 月上旬～5 月中旬頃に学生部より連絡します。

(6)採用候補者が発表され、初回の奨学金が支給される。【7 月中旬頃】

(7)採用候補者となった場合は、学生部から採用関係書類を受け取る。【7 月下旬頃】

(8)「誓約書」等の提出書類を学生部に提出する。【提出期限：未定】

◎提出・入力期限は、厳守です。一部書類が揃わない場合は下記、問い合わせ先にご相談ください。

【問い合わせ先】

1～2 年生および国際学部生：明治学院大学 横浜学生課

TEL：045-863-2029

3～4 年生：明治学院大学 白金学生課

TEL：03-5421-5157

※横浜学生課の受付時間：平日 9：30～16：30（11：45～12：30 を除く）

※白金学生課の受付時間：平日 9：30～16：00（11：45～12：30 を除く）

■郵送する際は下の「送付先」の部分を切り取って使用すると便利です。

※特定記録・レターパックなど送付した記録が残る方法によることとし、下の「あなたの連絡先」を必ず記入し同封してください。

<送付先>

※1~2年生および国際学部生

<あなたの連絡先>

※住所はID・パスワードの送付先を記入すること

<p>〒244-8539 神奈川県横浜市戸塚区上倉田町 1518 明治学院大学 学生部横浜学生課 奨学金担当 御中</p>	<p>〒 _____ 住所 _____ 氏名 _____ 電話番号 _____ E-mail _____</p>
---	--

<送付先>

※3~4年生（国際学部生以外）

<あなたの連絡先>

※住所はID・パスワードの送付先を記入すること

<p>〒108-8636 東京都港区白金台 1-2-37 明治学院大学 学生部学生課 奨学金担当 御中</p>	<p>〒 _____ 住所 _____ 氏名 _____ 電話番号 _____ E-mail _____</p>
---	--